

世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領

令和7年12月

(令和8年6月一部改正)

世田谷区施設営繕担当部

1. 総則

1.1 目的

『世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領（以下、「本要領」という。）』は、世田谷区施設営繕担当部で監督する建築工事及び建築設備工事において遠隔臨場の導入による受発注者双方の作業の効率化を目的とし、遠隔臨場を試行するにあたり適用の範囲や具体的な実施方法、留意点などを示したものである。

遠隔臨場とは、受注者等^{※1}がカメラ付き通信端末等^{※2}により撮影した映像と音声を、監督員^{※3}へ同時配信し、双方向通信により会話をしながら「監督員の確認」、「監督員の検査」、「監督員の立会い」（以下、「監督員の確認等」という。）を行うものであり、監督員等^{※3}との「打合せ」も含むものである。

※1 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

※2 「カメラ付き通信端末等」とは、一般的な Android スマートフォンや i-Phone 等のモバイル端末を基本とする。

※3 「監督員」とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称したものであり、これに施設営繕担当部の職員を含めて「監督員等」という。

遠隔臨場の実施により、受注者側は、監督員の施工状況確認に伴う手待ち時間の削減や、書類による照合確認が遠隔による現認に置き換わることで書類作成の省力化が図られ、発注者側は、現場への移動時間の削減や、担当監督員が現場から庁舎にいる主任監督員等と動画を通じてリアルタイムで相談できるため、迅速な意思決定が可能となる。

1.2 適用の範囲

本要領の試行の対象とする工事は、特記仕様書に対象である旨を示すこととする。

本要領は、「2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様」に示す性能を有する機器を用いて、『東京都建築工事標準仕様書（令和8年4月）』、『東京都電気工事標準仕様書（令和8年4月）』及び『東京都機械工事標準仕様書（令和8年4月）』にある監督員の確認等について適用する。

適用の範囲は、工事の現場における「監督員の確認等」及び「打合せ」とするが、図面と現場の不一致についての報告や事故発生時の緊急報告などでも効果が期待できることから、受注者等が自らの創意工夫による自発的な運用を妨げるものではない。なお、本試行の実施に際しては、通信環境や情報セキュリティなどを確保できるか、周辺環境を事前に十分確認する必要がある。

(1) 監督員の確認

監督員の確認とは、『東京都建築工事標準仕様書(令和8年4月)』において「第1章 総則 第1節 共通事項 1.1.2 用語の定義(7)」^{※4}に定めるとおり、施工の各段階における施工状況等についての監督員の立会い、又は受注者等から提出された資料に基づき監督員がその事実を確認することをいう。この場合における監督員が臨場にて行う行為を、カメラ付き通信端末を用いて遠隔臨場により、確認することが出来るものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、臨場にて施工状況等の確認を実施する。

(2) 監督員の検査

監督員の検査とは、『東京都建築工事標準仕様書(令和8年4月)』において「第1章 総則 第1節 共通事項 1.1.2 用語の定義(6)」^{※5}に定めるとおり、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況や機器及び材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき監督員が設計図書との適否を判断することをいい、これには「第1章 総則 第4節 材料 1.4.4 材料の検査等」^{※6}を含む。この場合における監督員が臨場にて行う行為を、カメラ付き通信端末を用いて遠隔臨場により、設計図書との適否を判断することが出来るものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、臨場による工事材料の検査を実施する。

(3) 監督員の立会い

監督員の立会いとは、『東京都建築工事標準仕様書(令和8年4月)』において「第1章 総則 第1節 共通事項 1.1.2 用語の定義(8)」^{※7}に定めるとおり、監督員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査、確認及び調整を行うことをいう。この場合における監督員が臨場にて行う行為を、カメラ付き通信端末を用いて遠隔臨場により、必要な指示、承認、協議、検査及び調整を行うことが出来るものとする。

なお、監督員が十分な情報を得られなかったと判断した場合には、臨場による立会いを実施する。

(4) 打合せ

定例打合せや臨時の打合せ、事故対応などの危急の打合せ等において、現場には出席の出来ない監督員等が打合せへ参加するために、カメラ付き通信端末及び会議用スピーカーフォンを用いた遠隔参加を行う場合がある。

(5) 遠隔臨場に適さないとする業務

遠隔臨場に適さないとする業務は以下の通りとする。

- ① 長期に亘り、担当監督員による直接臨場が行われていない現場の確認業務（世田谷区民健康村や河口湖林間学園などの遠隔地の工事を除く。）
- ② 行政検査に関わる内容の事前確認業務（直前に行った確認業務の修補作業の確認を除く。）
- ③ 仮設工事等の敷設確認等、安全に関わる業務
- ④ その他、主任監督員が遠隔臨場に適しないと判断した業務

尚、これらは、受注者等が自らの創意工夫による自発的な運用を妨げるものではない。

※4 「東京都電気工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(7)

「東京都機械工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(7)

※5 「東京都電気工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(6)

「東京都機械工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(6)

※6 「東京都電気工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.4.4

「東京都機械工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.4.4

※7 「東京都電気工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(8)

「東京都機械工事標準仕様書(令和8年4月)」では、1.1.1.2(8)

1.3 施工計画書及び実施要領書

遠隔臨場の実施にあたり、監督員と映像・音声による対応で「監督員の確認等」ができるか事前に調整した上で、施工計画書には次の事項を記載する。

(1) 遠隔臨場の適用を希望する業務

- 例: ① 材料検査
② 定例打合せ・質疑応答・現場確認

1.4 受注者等の実施項目

遠隔臨場を実施する場合の受注者等の実施項目を以下に示す。

受注者等は、本要領に記載されている内容を監督員等が確認、把握する上で必要な準備を行い、資料の整備をすること。

(1) 施工計画書の作成、機器の準備

受注者等は、遠隔臨場の実施にあたり、「1.3 施工計画書及び実施要領書」に定める事項を記載した施工計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。また、「2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様」に定める機器を用意し、適切に操作できるよう準備すること。

(2) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施

① 事前準備

受注者等は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、事前に監督員と調整を行うこと。なお、監督員による施工状況の確認等の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

また、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行い、必要な準備、人員及び資機材等を手配し、現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者等は実施前に対象となる「平面図」や「構造図」等の必要書類を提出し、監督員に現場周辺の状況を伝える。

② 遠隔臨場の実施

施工計画書に基づき実施するものとし、受注者等は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜小黑板等を用いて表示し、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。また、適宜、監督員からの指示に従いカメラ付き通信端末による撮影を行うとともに、遠隔臨場の実施状況をスクリーンショットや別に機器を用いて撮影するなどにより記録すること。なお、原則として録画・録音は行わないものとするが、受発注者双方の調整によりこれを行う場合には、保存したデータの取り扱いについて受注者等の社内に定める情報セキュリティの規定等や個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正に行うことを事前に定めておく。この時、著作権や肖像権に十分留意すると共に、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所や人物が映り込んでしまった場合は、記録映像から場所や人物の特定ができないよう必要な措置を行う。

なお、施工計画書以外に監督員が特に必要と認める資料がある場合、受注者等は適切に対応すること。

③ 確認記録の作成、実施状況の撮影

受注者等は、施工状況の確認等の実施を実施した際には確認内容及び質疑回答などの協議事項について記録を作成し監督員に提出する。また、遠隔臨場実施状況を撮影し工事写真として整理する。

1.5 監督員による監督の実施項目

遠隔臨場を実施する場合の監督員等の実施項目を以下に示す。

(1) 遠隔臨場による施工状況の確認等の実施

1) 事前準備

遠隔臨場による施工状況の確認等の実施にあたり、事前に受注者等との双方向通信の状況について確認を行う。

2) 遠隔臨場の実施

適宜、受注者等に撮影箇所や撮影方法等について指示すること。

なお、施工計画書以外に監督員が特に必要と認める資料がある場合、受注者等にその旨を通知すること。

3) 記録の確認

監督員は、受注者等が作成・提出する遠隔臨場の記録を確認すること。

1.6 遠隔臨場による監督が不調な場合の措置

遠隔臨場を実施したものの、十分な情報が得られず、監督員から再度通常の臨場による施工状況の確認等を求められた場合は、受注者等はこれに従うものとする。なお、これに伴う工程の遅延、費用の増加分は受注者等の責に帰するものとする。

遠隔臨場では、機器の不具合やカメラ操作への不慣れにより、十分な確認ができないおそれがある。また、受注者側だけでなく、発注者側が管理する機器やネットワークに起因する不具合も発生する可能性がある。そのため、代替が困難な予定については、監督員による現地での臨場を依頼するなど、不具合の発生を考慮したスケジュール調整を行うこと。

2. 遠隔臨場に使用する機器と仕様

2.1 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場のために現場で使用する機器は受注者等が手配する。(仕様を満たしている機器であれば、受注者等が日常的に業務で使用する機器と共通のもので差し支えない。)

基本的な機器構成は下記のとおりとする。

- ・カメラ付き通信端末…1台

(一般的な iOS 又は Android を搭載するスマートフォン等、後述する Teams アプリをインストール可能な物とすること。)

- ・会議用スピーカーフォン…1台

(カメラ付き通信端末と接続可能なもの)

- ・データ通信回線契約

※カメラ付き通信端末に含むことができる。

・ビデオ会議が可能なシステム

原則として Teams アプリとするが、受注者等が希望すれば「世田谷区営繕工事における情報共有システム試行要領」の適用に当たり受注者が契約する工事情報共有システムの機能として提供される遠隔臨場システムを使用しても差し支えない。

※Teams アプリから工事情報共有システムの当該機能への変更は、設計変更の対象外とする。

2.2 映像、音声及び通信に関する仕様

本試行に用いるカメラ付き通信端末及びデータ通信回線契約による映像、音声及び通信に関する仕様を次に示す。

項目	仕様	備考
映像	画素数：1920×1080 以上 カラー フレームレート：30fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上 スピーカー：モノラル（1チャンネル）以上	
通信	4 GLTE 又は 5G 規格に対応した携帯電話回線契約、 若しくは 40Mbps 以上のインターネット回線契約	

2.3 カメラ付き通信端末のセキュリティについて

- ・受注者等は、カメラ付き通信端末のセキュリティを維持するため、OS のアップデートが配信された際には速やかに適用すること。
- ・正規のアプリストア以外を経由したアプリのインストールしている端末を使用しないこと。

3. 留意事項 等

3.1 効果の把握

今後の適正な取組に資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者等及び監督員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応することとする。

3.2 留意事項

双方向通信による遠隔臨場の活用には、以下に留意する。

- (1) 受注者等は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途

等を説明し、承諾を得ること。

- (2) カメラ付き通信端末により長時間撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる場合があるため留意すること。
- (3) 受注者等は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者等は、工事関係者以外の人物が映らないように留意すること。
- (5) カメラ付き通信端末の使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は、進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- (6) 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

3.3 費用の負担

試行にかかる費用については、共通仮設費の情報システム費の項目（積上げ共通仮設費）に“遠隔臨場試行費用”と記載して、積上げ計上し、諸経費の算定対象に含む。
費用の計上は次の通り。

〈遠隔臨場試行費用〉

- ① カメラ付き通信端末及び会議用スピーカーフォンの賃料（又は損料）
- ② 通信費（月当りの通信容量の最大を 10GB と見込む。(Teams 会議 約 8 時間相当)）

※賃料及び通信費の算定に当たっては、現場仮設の開始を見込む月の前月の 1 日から竣工の日を含む月の末日までの期間とする。

参考 特記仕様書記載例

1. 建設現場における遠隔臨場の取組について（試行）

本工事は「世田谷区営繕工事における遠隔臨場試行要領」に基づく、遠隔臨場を

- ・ 試行する。
- ・ 試行しない。

<参考イメージ>

1. 2 (1) ~ (3) 「監督員の確認等」

工事現場



現場代理人



確認対象



撮影者
カメラ付き
通信端末
(受注者用意)



区役所



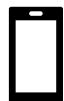
監督員

1. 2 (4) 「打合せ」

現場会議場所



現場代理人



カメラ付き
通信端末
(受注者用意)



会議用スピーカーフォン
(受注者用意)



区役所ほか



監督員等

工事現場



現場代理人



担当監督員



カメラ付き
通信端末
(受注者用意)



区役所



監督員等